

令和 8 年 8 月 7 日

令和 8 年熊本地震の被災者に関する 補償業務管理士登録証等の再交付について

(一社) 日本補償コンサルタント協会 研修事業部

令和 8 年熊本地震により、犠牲となられた皆様に深く哀悼の意を表すとともに、被災された方、そのご家族・関係者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

被災地の一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

さて、当協会が交付等をしております「補償業務管理士登録証」、「補償業務管理士資格証書」、「補償業務管理士合格証書（平成 3 年、4 年発行の現名称「資格証書」）」の再交付につきましては、令和 8 年熊本地震による災害が原因で紛失等をされた方（令和 8 年熊本地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村在住の方に限ります。）から、別紙様式によりメール送信、FAX または郵送でお申し込み頂いた場合には、無償で再交付を致します。

なお、再交付の申込期間は令和 9 年 1 月 27 日までとします。

(別紙様式)

令和 年 月 日

(一社) 日本補償コンサルタント協会 会長 高橋広幸 殿

補償業務管理士登録証等の再交付申込書

氏 名		生年 月 日	昭和 平成	年	月	日生
住 所	(〒 -)					
再交付を 希望する もの	※再交付を希望するものの□にチェック (✓) を入れてください。 ☐ 1.補償業務管理士登録証 ☐ 2.補償業務管理士資格証書 ☐ 3.補償業務管理士合格証書 ※ (※ 平成3年、4年発行の現名称「資格証書」を指します。)					
送 付 先 住 所	(〒 -)					
連 絡 先 電話番号	電話 () — (内線)					
	連絡先会社名					
理 由	令和8年熊本地震による災害が原因の紛失					

【送付先】 (一社) 日本補償コンサルタント協会 研修事業部
担当：佐々木

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-20-9 八丁堀 FRONT3 階
TEL03-6275-2763 (研修事業部直通) FAX03-6275-2693
Mail アドレス：k_sasaki@jcca-net.or.jp



令和 8 年 7 月 28 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年熊本地震に係る災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年熊本地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県の 10 市 10 町 1 村に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 （公示日）
熊本県 (10 市 10 町 1 村)	熊本市（くもとし）、八代市（やつしろし）、水俣市（みなまたし）、山鹿市（やまがし）、菊池市（きくちし）、宇土市（うとし）、上天草市（かみあまくさし）、宇城市（うきし）、天草市（あまくさし）、合志市（こうしし）、下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち）、菊池郡大津町（きくちぐんおおづまち）、菊池郡菊陽町（きくちぐんきようまち）、阿蘇郡西原村（あそぐんにしはらむら）上益城郡御船町（かみましきぐんみふねまち）、上益城郡嘉島町（かみましきぐんかしままち）、上益城郡益城町（かみましきぐんましきまち）、上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち）、八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちよう）、葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち）、葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち）	7 月 28 日 (7 月 28 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujou_gaiyou.pdf